

苦情要望解決の流れ

本園では、社会福祉法第 82 条の規定により、利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えるべく「苦情申出窓口」を設置しております。

本園における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めますのでお知らせ致します。

1.苦情解決責任者

園長:宗里照美

2.苦情受付担当者

主任保育士:末田幸代

3.第三者委員

法人監事:砂田規之

法人監事:菅岡利夫

4.苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話(0820-22-1178)、FAX(0820-24-2278)、E メール(y-wakaba@air.ocn.ne.jp)、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

(2)苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

(3)苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア.第三者委員による苦情の確認

イ.第三者委員による解決案の調整、助言

ウ.話し合いの結果や改善事項との確認

(4)本園で解決できない苦情は、山口県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

山口県社会福祉協議会

〒753-0072

山口県山口市大手町 9-6 山口県社会福祉会館 3 階

tel:083-924-2777 fax:083-924-2792